

給与支払報告書や償却資産申告書はeLTAXで電子提出を！

～給与支払報告書の提出について～

<提出にあたりご留意いただきたいこと>

○ 法令上の提出期限は令和9年2月1日（月）です。早期提出にご協力をお願いします

1月下旬頃から提出が非常に集中するため、提出後のお問合せ等に対応することが困難になります。早期提出にご協力ください。

○ eLTAXで提出する際の市区町村コードは「141003」（横浜市のコード）です

eLTAXを利用して横浜市に給与支払報告書を電子提出する際は、提出先の市区町村コードは「141003」（横浜市のコード）としてください。横浜市では、給与支払報告書は特別徴収センターで一括して収受しています。

○ 納入書は前年度の納入方法にあわせて送付しています

横浜市では、個人住民税（特別徴収分）の納入書は給与支払報告書（総括表）の「納入書の送付」欄の記載内容によらず、事業者様の前年度の納入方法にあわせて送付を決定しています（電子納税をされている事業者様には納入書は送付していません。）。

【お問合せ先】

横浜市特別徴収センター（総務局法人課税課）

〒231-8314

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話：045-671-4471

受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・休日・年末年始を除く）



横浜市 特別徴収

検索

◆eLTAXで給与支払報告書を提出した場合、「特別徴収税額決定（変更）通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」それぞれの受け取り方法を、電子データか書面のいずれかを選択することが可能です。

なお、年度当初に決定した受け取り方法は、原則、年度途中での変更ができません。また、電子データと書面の両方での受け取りはできません。

詳細は横浜市特別徴収センターのウェブサイトにある「特別徴収税額決定（変更）通知書の電子化について」を御確認ください。

◆特別徴収税額通知を電子データで受け取っている場合、地方税共通納税システムで電子納税する手続きがより簡易になります（入力項目が減少し、省力化できます。）。

～償却資産申告書（固定資産税）の提出について～

令和9年の提出期限は、令和9年2月1日（月）です！

<よくある質問>

Q1 賃貸用駐車場を所有していますが、申告は必要ですか？

A1 舗装やフェンス等は償却資産に該当するため、申告が必要です。

Q2 当社は横浜市内の複数の区に事業所を持っています。申告書は全市分を1枚にまとめても良いですか？

A2 資産が所在する区ごとに申告書を作成し、全て償却資産センターに提出してください。

【お問合せ先】横浜市償却資産センター（総務局償却資産課）

〒231-8343

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 5階

電話：045-671-4384 Fax：045-663-9347

受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・休日・年末年始を除く）

※区役所では受け付けておりませんのでご注意ください。



横浜市 償却資産センター

検索

eLTAXを使用し、自宅や職場から全ての地方公共団体へ、一括で電子納付することができます。

納付方法：インターネットバンキング、クレジットカード、ダイレクト納付、ATM

横浜市の対象税目：個人市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）、個人市民税・県民税（退職所得）、法人市民税、事業所税

※eL お支払サイトでは、個人市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、

固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税が納付できます。

エルタックス

検索